

かわさき市民オンブズマン 会 報

第58号

隔月発行

2007年4月2日

主張 談合と癒着の体質を絶とう 事務局長 川口洋一 2

政務調査費改革の方向 佐々木玲吉 4

県議政調費 領収書公表せず (朝日新聞2007.1.11) 5

横浜市議会 政調費改革を先送り (朝日新聞2007.1.19) 6

政調費 5万円以上領収書 (朝日新聞2007.1.25) 6

都議会政調費透明化先送り (朝日新聞2007.3.9) 6

市議選立候補予定者に対する公開アンケート集計結果 川口洋一 7

疑惑の王禅寺の土地

—「市が再取得した土地開発公社の土地」の情報公開— 江口武正 8

資料

損失補償問題の是正を求める申し入れに対する回答について 10

編集部のコメント 11

十字路

トルコ紀行 その8 シデ (スイデ) からコンヤへ 望月文雄 12

役得の余生 望月文雄 13

かわさき市民オンブズマン総会のご案内 14

会計報告 15

編集後記

第11回総会
大山街道ふるさと館で
5月12日 (土) 開催

主張 談合と癒着の体質を絶とう

事務局長 川口 洋一

この2月に平成18年度の包括外部監査報告書が監査人の守屋俊晴公認会計士から市に提出された。18年度の監査対象には、経済局と健康福祉局が取り上げられた。経済局に関しては、経済局本体と特別会計の「競輪事業」と「中央卸売市場事業」そして出資法人の「財団法人川崎市産業振興財団」「川崎地下街株式会社」「川崎冷蔵株式会社」が監査対象とされた。健康福祉局では「生活保護事業」が監査対象とされた。

監査項目は多岐にわたっているが、その中から業務委託の入札について注目してみる。業務委託の入札については、経済局の「緑化センター」と「フルーツパーク」の農場作業管理業務委託そして「中央卸売市場北部市場」の設備保守管理業務、保安警備業務、植栽地管理業務さらに「競輪事業の一部委託」と「川崎市産業振興会館」「新産業創造センター」のビル管理業務について検討を行っている。

1. 「緑化センター」「フルーツパーク」と「中央卸売市場北部市場」

「緑化センター」「フルーツパーク」と「中央卸売市場北部市場」の委託事業については一部の新聞で報道されたが、報告書に記載された表を見ながら少し詳しく見ていきたい。

これらの事業の業務委託は、指名競争入札によって業者の選定が行われているが、落札結果はそれぞれの事業について特定の一社に限定されている。その一社を除いた多くの業者が予定価格以上の札を入れているので、落札率（＝落札価格/予定価格）は99%～100%で、例外的に95%台がある。

さすがに外部監査人もこの談合状況に対し

て、「落札率は毎年95%以上で、競争入札を実施する意味をなさず、必ずしも透明性の強い、かつ、公正な競争が実施されているとは言えないものと判断される。よって、競争入札の本来の目的が果たされるように、一般競争入札を採用するなど、選定方法を改善されたい」と意見を述べている。

これに対して、指摘を受けた側は、「ぎりぎりの積算をしているので、これ以上安くするのは難しいのではないか」（フルーツパーク）、「高い価格で応札した業者に代え、新たな業者を入れるなどしたが、技術に精通しているためか、（同じ）業者が落札してしまう」（北部市場）などと説明。「入札業者の人数を増やすなどして、改善を図っていきたい」としている。（神奈川新聞07年1月31日）

2. 競輪事業

競輪事業でも①車検、審判等の競輪実施に伴う業務と②広告宣伝業務を委託している。平成17年度、実施業務は4億1893万円（売上高割の委託料）、広告宣伝業務委託料は、3億6594万円であった。これら2つの全く性質の異なる業務を、競輪の実施事務を取り扱うことのできる「南関東自転車協議会」に一括して業務委託している。

監査人の意見は、「異なる業務を一括して委託することは、業者選定上、容易であるかもしれないが、特定化・既得権化する危険性が高い。「競輪の実施事務」を委託しなければならない「南関東自転車協議会」に広告・宣伝業務も委託すれば、癒着的委託であるとみなされるリスクがある。広告・宣伝業務は特段の専門性が要求されると認められないので、

競争性を導入した入札が実施され、競争入札の本来の目的が果たされるよう選定方法を改善されたい」と述べている。

3. 川崎市産業振興財団

川崎市産業振興財団は産業振興会館および新産業創造センターのビル管理業務を委託している。委託業者の選定は指名競争入札を行っているが、一般競争入札でなく指名競争入札が選択された理由および指名業者選択理由が明らかにされていない。そして、この場合もそれぞれに特定の業者が毎年落札している。さらに、産業振興財団は平成18年度からこれら施設の指定管理者に選定されている。管理業務の多くを再委託している状況を見て、監査人は業務委託契約の改善を提言している。これは産業振興財団の問題というよりは、指定管理者を選任する市の問題である。

4 談合・癒着の原因

これまで見てきたように業務委託契約では、特定の業者が100%近い落札率で継続して契約している。形式的には指名競争入札を行っているが、これでは随意契約と変わらない。

その理由は、委託する側にも受託する側にもメリットが大きいことにある。業務委託では、多くの場合毎年同じ時期に同じ仕事を繰り返して行っている。業務を委託する方からすれば、毎年業者が異なればそのつど指示や仕上がり具合の確認を行う必要がある。毎年業者が同じならば、その業務については業者も精通してくるので、細かな指示や確認の必要がなくなる。委託する側の人間は人事異動をするので、委託する側より受託する側のほうが業務に精通しているということも起こり、業者に任せておけば安心というおかしなことも起こりうる。

受託する側は、安定的に仕事を得られることで仕事の段取りが付けやすくなる。スケジュール調整が早めのできることでより多くの仕事を並行して流すことができる。さらに特定作業に必要な工具や用具も何年も使いまわすこと

ができるなどメリットは大きい。

このように考えると業務委託のほうが、建設工事や土木工事より以上に談合や癒着(官製談合)の発生する可能性が高くなる。業務委託の入札結果について監視を強めていく必要がある。幸い川崎市の入札結果は業務委託も含めてホームページで公開されているので、情報入手することは容易である。しかし、膨大なデータの分析には多くの人手が必要である。ぜひ多くの人がこの問題に関心を持って、データの分析に参加することを望む。

ちなみに18年度の業務委託の入札結果を件名(落札金額)落札率の順に示すと、浮島建設事務所清掃業務(6,260,000円)98.9%、教育文化会館清掃業務(20,766,000円)99.0%、本庁舎清掃業務(20,400,000円)98.9%と95%以上の落札結果がごろごろしている。

緑化センターの農場作業管理業務委託年度別比較表

年度	H13	H14	H15	H16	H17
落札率(%)	99.9	99.9	100	99.9	99.9
落札業者	A社	A社	A社	A社	A社
予定価格内業者数	1社	1社	1社	1社	1社
予定価格超業者数	4社	4社	4社	4社辞退	4社

フルーツパークの農場作業管理業務委託年度別比較表

年度	H13	H14	H15	H16	H17
落札率(%)	99.7	99.8	95.2	98.5	95.0
落札業者	B社	B社	B社	B社	B社
予定価格内業者数	1社	1社	1社	5社	1社
予定価格超業者数	1社	4社辞退	4社	0社	4社

北部市場の設備保守管理業務委託年度別比較表

年度	H13	H14	H15	H16	H17
落札率(%)	100	99.98	99.97	99.71	99.89
落札業者	C社	C社	C社	C社	C社
予定価格内業者数	1社	1社	1社	1社	1社
予定価格超業者数	4社	4社	6社	4社	4社

北部市場の保安警備業務委託年度別比較表

年度	H13	H14	H15	H16	H17
落札率(%)	100	99.89	99.17	100	99.83
落札業者	D社	D社	D社	D社	D社

北部市場の植栽地管理業務委託年度別比較表

年度	H13	H14	H15	H16	H17
落札率(%)	96.67	100	95.07	100	99.94
落札業者	E社	E社	E社	E社	E社

政務調査費改革の方向

佐々木玲吉

かわさき市民オンブズマンは結成以来10年になりますが、数年前より議員政務調査費は問題ありとして話題に上っていました。しかし品川区民オンブズマン、目黒区民オンブズマン諸氏の弛まぬ奮闘により、最近新聞、TV等にその乱脈振りが報道されるようになってきました。

曰く

白紙領収書で政務調査費

政調費で家族旅行

胸元をあらわにした女性が表紙の官能小説代

市議団、長崎視察中に埼玉で昼食！？

市内視察費年3360万円(休日を除き一日当たり10数万円)等々数え切れない程のあきれた記事、数字もでできます。中には選挙費用と思われる用途もあります。

それこそ“ほっとけない”です。

ところで品川、目黒区民オンブズマン諸氏が政務調査費使用領収書を閲覧出来てわれわれ川崎市民が川崎市議会議員の政調費領収書を、共産党、ネット、猪股議員等自ら公開する会派を除いて閲覧出来ないのは何故なのか？(神奈川県議会、横浜市議会も同じ)長い間疑問に思っていました。品川区民オンブズマンの会、田出事務局長に問い合わせて、はじめてその実態が判明しました。それは各自治体の条例によってその管理が異なっているのです。

川崎市の場合「経費の支出は各会派の代表者の決定を経て、経理責任者(各会派)が処理する。」・・・条例施行規則第9条となっており、これらは各会派の私文書ということになり、一般市民への公開は会派の随意ということになるのです。

しかし目黒区、品川区の場合は、政調費領収書は報告書と共に議会事務局が管理保存することとなり、それらは公文書ということになります。請求があれば一般への公開は即座になされるのです。品川区、目黒区そして越谷市の自民党、公明党の議員諸氏、条例の作り方を失敗したと今頃悔やんでいるのでしょう。

川崎市でも領収書がすべて公開されれば思うのは私だけではないでしょう。

ところで政務調査費は平成12年の地方自治法の一部改正により、13年4月1日より施行されたものであり、源資は税金であります。これらが選挙で選ばれた議員により、上記のように使われているのですから徹底した改正(廃止も視野に入れて)が必要でしょう。私なりに提案をしてみます。

1) 収支報告書にはすべての使途に、たとえ1円であっても領収証を添付する。1件5万円未満は不要などという馬鹿げたことはやめなさい。(仮に20万円の使途があったとする。それを4万円ずつ5枚の領収書にすれば領収書は不要となるのか！)

1) 使途明細はすべて適正な支出であったかどうか会計監査の対象とする。

1) 使途明細書は領収書と共に公文書として議会事務局が管理する。

1) 余りに格差のある都市間の予算額を縮小させる(月間一人60万円、50万円等といわれる膨大なものは1/10位に縮小させる)等々です。

以上余りにも当然と思われるマナーも守れず、隠し続けたり、腐敗した意識もない議員連中(松岡農水相も含めて)そして政党、会派には選挙で鉄槌を与えることが必要です。それが政務調査費改革、行政改革の最短の道なのです。

以下に私が調べた範囲での県下(県議会も含む)主要都市の政務調査費一覧を掲載致し

県下自治体政務調査費一覧 単位千円

自治体名	政調費管理	自治体議会事務局 各政党会派	開示可能○ 開示不可×		合計
			一人当たり 政調費月額	一人当たり 政調費年額	
神奈川県	x	107	530	6360	680520
横浜市	x	97	550	6600	640200
川崎市	x	63	450	5400	340200
相模原市	x	46	100	1200	55200
横須賀市	x	45	139	1668	75060
大和市	x	29	35	420	12180
藤沢市	○	36	107	1284	46224
平塚市	○	34	50	600	20400
茅ヶ崎市	○	30	40	480	14400
小田原市	○	29	65	780	22620
厚木市	○	27	60	720	19440
鎌倉市	○	28	50	600	16800
逗子市	○	22	20	240	5280
三浦市		18	0	0	0
総計					1948524

ます。県下すべての議会を集計すれば、予算規模で20億円は超えるでしょう。そして全国的にはその何10倍という数字になるのでしょうか、その大半が闇から闇に流れていると見て間違いないでしょう。お互い監視の目を強めていきましょう。

最近における政務調査費関係の新聞記事も掲げますが必死になって自らの権益を守ろうとする彼らの姿が見て取れます。

専月 日

2007年(平成19年)1月11日 木曜日

県議政調費

領収書公表せず

議長表明「議員活動に支障」

東京都の目黒、品川両区議会で不適正支出が発覚し問題となっている政務調査費の領収書の公表について、県議会の中村省司議長は10日の記者会見で「公表すれば、議員活動に支障が出る恐れがある」と述べ、これまでも通り公表しない考えを示した。一方、県議が議会や委員会に出席するたび支払われる費用弁償については「改革が必要な状況にある」と述べた。

政務調査費は調査や研究のため、県が、県議一人あたり月額53万円を支給している。06年度の年間交付総額(見直し含む)は計6億7257万円にのぼるが、収支報告書に領収書の添付が義務づけられていないため、使途は一般には明らかにされていない。一方、共産党県議団と神奈川ネットワーク運動は自主的に領収書を公開している。中村議長は「政務調査費の使途基準は条例で定められ、(領収書など)証拠書類の5年間の保存が義務づけられている。いずれの会派も適正、厳格に処理している」と強調した。

調。その上で、「領収書を公表すると、例えば、議員の行き先が出てしまふ。相手のあることだし、公開がすべて善とは思わない」と述べた。

一方、費用弁償は交通費と諸経費として議員一人あたり月額1万2千1万4500円が支払われている。中村議長は「費用弁償は『高すぎる』『実質でいいの』」と述べたものの、議会内での具体的な取り組みについては「まだ、呼びかけていない」と話した。

政務調査費の領収書公表と費用弁償の見直しについては、松沢成文知事が昨年、中村議長に提案している。(千葉卓朗)

横浜市議会

政調費改革を先送り

自・民・公 3党派声明 「新年度中に案」

横浜市議会多数会派の自民、民主、公明は18日、議員1人に月65万円(政党)にとまめて支給)が払われる政務調査費について、領収書添付の義務づけによる使途の明確化などの改革を先送りし、07年度中に改革案をまとめるとの声明を発表した。議員2人今、年間6億円以上が、仲証明が無いまま支給する制度が新年度も続くとになった。

「議員定数の大幅削減を選挙後に検討」「政務調査費の交付のあり方や収支報告の方法の検討を進める」「費用弁償は廃止する」の3項目からなっている。

が辞職している。目黒区では領収書の写し添付が義務づけられているため発覚したが、横浜市議会では領収書添付が不要で、年間6億7200万円がチェックが無いまま支給されている。

ネットワーキング横浜と共産は昨年12月議会で領収書添付の義務化を提案したが、自・民・公が反対し否決されている。声明で自・民・公も改革の必要性は認めただが、結論は先送りした格好だ。

また、交通費などの位置づけで、議会出席1日に1万円が支払われる費用弁償について、3党派は昨年3月廃止に同意していた。男団長は度だが、解を得られぬと訴

都議会

政調費透明化先送り 採決避け継続審査

領収書義務化案

調査研究のため地方議会に支給されている政務調査費について、東京都議会は9日に開く本会議で、報告書への領収書添付を義務づけるとした共産党提出の条例改正案の採決を避け、異例の「継続審査」とする方針だ。政調費は使途の裏面が不透明で、都批判が高まっている。都議会はこれまでも、同様の

調査研究のため地方議会に支給されている政務調査費について、東京都議会は9日に開く本会議で、報告書への領収書添付を義務づけるとした共産党提出の条例改正案の採決を避け、異例の「継続審査」とする方針だ。政調費は使途の裏面が不透明で、都批判が高まっている。都議会はこれまでも、同様の

議案を再三否決してきたが、「先送り」で逃げた格好だ。都は政調費として、都道府県で最高額の1議員あたり月60万円を支給している。年間の総額は約9億円になる。

8日の都議会選管委員会の理事会は、共産党提出の条例改正案の扱いを協議。同党がこの議案を出したのも今回で、これまで自民・公明、民主などの反対多数で否決してきた。今回は「さきまに否決はできない」との声が出た。採決を避ける見通し。

都議会事務局は「条例改正案を採決せず継続審査に回すのは異例」としている。一柳上野の「禁じ手」に近いとの見方もある。議事関係者もいる。

5万円以上領収書

市議会、改選後に義務付け

川崎市議会は24日、議員1人当たり月に45万円が支給されている政務調査費について、改選後の5月以降、5万円以上を支出した場合、領収書の写しなどの提出を義務づけることを発表した。「居酒屋やスナックでの研究会費用」など、不適切な支出の例を不適用指針も公表した。3月に関連案

川崎市議会は、政務調査費の見直しを今年度の「最重要課題」としている。5万円という基準については、両党総務副議長は「その下に基準を下げる議論もあったが、一歩でも前進させることを優先した」と述べた。運用指

針では5万円未満の支出に関する領収書は「各会派で整理して保存する」とした。指針で不適切とした主な例は次の通り。居酒屋、スナックなどでの研究会、研修会、町内会やPTAなどの私的な会費▽冠婚葬祭費▽海外視察▽観光の旅費▽書画や工芸品の購入▽政党の宣伝活動▽選挙活動の経費▽自動車の車検代▽親族の雇用では誤解を招かないよう留意。

市議選立候補予定者に対する 公開アンケート集計結果

川口 洋一

川崎市議会議員選挙立候補予定者(76名)に対して、川崎市の土地政策にかかわる問題、特に無償譲渡した岩手県東和町(現・花巻市)と民間に安値売却した静岡県南伊豆の「2つの保養施設用地」、ならびに市内全区に散在する「塩漬け土地」に付いて資料1のように公開アンケートを行いました。2月28日に発送し3月10日を締め切りとしました。選挙の準備に忙しい時期ではあり、記述する内容の多いアンケートでありましたが、76名の立候補予定者のうち有効回答は15でした。

また、会派からの一括回答を避けて、候補者個人の考えを引き出したいために、誠実度分析を行う用意があることをお知らせしたのですが、共産党と神奈川ネットワーク運動は会派の一括回答でありました。

アンケート用紙に一部不備があり無記名回答を寄せられた候補者も数人おりましたので、今回は誠実度分析を見送ることにいたしました。寄せられた回答は深く考えられ、誠実で責任を持って答えられたものばかりでしたので、記名された方および返信封筒からお名前がわかった方については、集計結果(資料2)に氏名を公表させていただくことにいたしました。ご了承ください。

なお、共産党の回答を12名、神奈川ネットワーク運動の回答を4名と数えると29名からの回答数となり、回答率は38%でした。

「2つの保養所施設」について次の4つの質問をしました。

質問1 当時3箇所の市民保養施設がありました。その上伊豆半島の先端や530kmも離

れたところに市民保養施設の必要性を認めますか。

答え イ. 認める ロ. 認めない
ハ. わからない

質問2 東和町の土地は無償で、南伊豆の土地は5600万円で民間に売却されました。これらの事業は失敗であったと考えますか。

答え イ. 失敗 ロ. 失敗ではない
ハ. わからない

イと答えた方への質問 失敗の原因は次のどれだと思いますか。

答え イ. 計画が杜撰であった
ロ. 計画した時期が悪かった
ハ. 市の意思決定が遅い
ニ. その他(具体的に:)

質問3 これらの失費の原因をただし、再発防止するために必要な方策は何であると考えますか。

答え イ. 百条委員会の設置
ロ. 市の内部監査に任せる
ハ. 市民参加による究明委員会を設置する
ニ. その他(具体的に:)

質問4 これらの事業を企画立案し、実行に当たった市長以下市職員の主だった者の責任を追及する必要があると思いますか。

答え イ. ある ロ. ない
ハ. わからない

回答の圧倒的多数がこれらの保養所施設の必要性を認めていないことです。そして回答者の大部分が、これら事業は失敗であったと考えています。原因究明と再発防止の策として百条委員会を設置する回答の選択は余り多くなく、原因究明はさておいて再発防止策を考えていこうという回答者が多く見受けられました。そのことと関連して、これら事業の

計画・実行に当たった市長及び市の幹部の責任追及についても、責任の追及より再発防止のため議会で考えていこうということのようです。

「市内塩漬け土地」については、次の5つの質問をいたしました。

質問1 有効活用できず塩漬け土地となった原因はどこにあると考えますか。

- 答え イ. 事業計画が杜撰であった
ロ. 取得時に議会のチェックがない
ハ. その他

質問2 水江町の土地は市の「第3次総合的土地対策計画書」では、関係法令の改正を踏まえて処分方針を決定することとなっており、具体的な指針は示されておられません。路線価により算定したこの土地の含み損は、193億8000万円と巨額であることが『平成17年度包括外部監査報告書』に記されています。この土地の処理についてのご意見を簡潔にお書きください。

質問3 塩漬け土地にかかわる事業を企画立案し、実行に当たった市長以下市職員の主だった者の責任を追及する必要があると思いますか。

- 答え イ. ある ロ. ない
ハ. わからない

質問4 塩漬け土地を活用していくためにどのような方策が考えられますか。

- 答え イ. 議会に塩漬け土地活用の特別委員会を設置する
ロ. 市民参加の塩漬け土地活用会議を作る
ハ. 市の公有地総合調整会議にまかせる
ニ. その他

質問5 土地開発公社は今後も必要であると考えますか。

- 答え イ. 必要である ロ. 必要ない
ハ. わからない

塩漬けとなった原因としては「事業計画が杜撰である」と「取得時に議会のチェックがない」を合わせると大多数となります。議会のチェックなく土地の先行取得できる土地開発公社は今後は必要ないと考えている回答者が大多数を占めています。なお、200億円近い含み損を抱える川崎区水江町の土地の活用については回答者の皆様もあまり良い知恵が浮かばないようでした。

最後に、ある候補者からの回答の欄外に次のようなコメントが着いていたのが印象的でした。「街づくりの問題で、本庁の関係者と話をした折に塩漬け土地には必ずいずれかの議員とのからみがあるといっていました。この部分のチェックをしない限り、塩漬け土地となるものを買わされるということは続いていくと思います。」

なお、詳しい集計結果はホームページに公開してありますのでご覧ください。

疑惑の王禅寺の土地

「市が再取得した土地開発公社の土地」の情報公開

江口 武正

1. 買い取り額

川崎側に道路がない「王禅寺」の土地開発公社の疑惑の土地が昨年の末の12月27日に川崎市が約10億円（正確には1,001,825,356円）を支出し買い取った。譲渡日は平成19年1月31日となっている。

取得原価は約6億1980万円の土地代を筆頭に樹木伐採241万円、等の合計で6億2280万円である。また、利息が3億7300万円であり、事務費が625万円の大盤振る舞いとなっている。

土地代と取得価格の差、約3億8000万円は全くの税金の無駄遣いになる。当初の取得理由が代替土地であり、その観点で考えると今回の取得費10億円そのものが無駄遣いと言えなくもない。

2. 用途変更理由

今回の情報公開において一番の問題は取得目的が変更されているのにその理由書の類が全く無い点である。市側の説明は「総合土地対策計画書」に変更が記載されておりその計画は確定と考えられるので、その計画をただ実施しただけで特別なきっかけはいらないとの説明である。

だが計画書で王禅寺の土地は

- 1) 「土地開発公社の経営の健全化に関する計画書」平成12年9月では「緑地保全地区に用途変更し、市が再取得」処分年度平成17、事業予定年度平成23まで
 - 2) 「第2次総合的土地対策計画書」平成16年2月作成では「緑地として市が再取得」処分年度平成17
 - 3) 「第3次総合的土地対策計画書」平成18年2月では「緑地保全地区に用途変更し、市が再取得」処分平成18
- とそれぞれ記載されている。

第2次計画において17年に再取得が明記されていたにもかかわらず、その際は取得せず、18年は計画通り実施している。この点から考えても再取得においては何らかの命令がなければ実施できないものと容易に推察される。不明瞭な手続きと言わざるを得ない。計画書作成時での目的変更についての検討内容を新たに情報公開請求した。

3. 予算

予算は一般会計の環境費の中の「特別緑地保全地区等用地取得事業費」（単独事業）で川崎市が約8億3600万円、「特別緑地保全地区等用地取得事業費」（補助事業）で約1億6600万円を計上している。これは健全化対策で国からの補助が出ていることを示しているが、割合としては大きなものでない。実際は川崎市債を発行して対処しているのだが、目的別に行っていないため一般会計の中に埋没し、土地開発公社の厄介なお荷物が忽然と消えてしまう魔法の手法である。

4. 議会の関与

この王禅寺の土地の買取りに関しては議会での承認を必要と考えていたが、8億円以上かつ1万㎡以上でないと議会にかける必要はないそうである。私は土地開発公社が購入するときは議会が無関係と考えていたが、川崎市が再取得する時も議員には無関係に事が進められているのだ。市長が抗議文まで出して土地の有効性を主張した懸案の土地を買い上げるのに議員には相談も説明もしないですませる行政の仕組みに唾然としてしまった。

5. その他

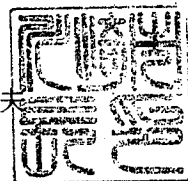
古沢の土地、黒川の土地についても再取得されておりその情報公開請求を行った。やはり、他市との境界に存在する土地であり目的を変えて、今の状況を残すようであり問題があるが別の機会にしたい。



18川財庶第619号
平成19年2月20日

かわさき市民オンブズマン
代表幹事 篠原義仁様
同 江口武正様
同 清水芳治様
事務局長 川口洋一様

川崎市長 阿部孝夫



損失補償問題の是正を求める申し入れに対する回答について
(回答)

平成19年2月6日付けで申し入れのありました損失補償問題の是正を求める申し入れにつきまして、別紙のとおり回答いたします。

なお、当該回答に対する問い合わせにつきましては、次のとおりお願いいたします。

申入れ第1 財政局財政部財政課
申入れ第2 財政局管財部土地審査課

(財政局財政部庶務課担当)

別紙

申入れ第1

川崎市としてKCT住民訴訟で違法として断罪された、土地開発公社を除く、第三セクターの損失補償契約（協定）を直ちに解消すること及び今後は同種の損失補償契約を締結しないこと

回答

今後とも事業の公共性などを考慮し、適切に対応してまいります。

申入れ第2

法律上の根拠はあるものの、その実態が前述したとおり危機的状況を呈している土地開発公社の保証契約について、その抜本的解決策をただちに策定すること

回答

平成18年6月に総務省に認められた土地開発公社の経営の健全化に関する計画に基づき、土地開発公社保有土地の簿価総額の着実な軽減を図ってまいります。

編集部のコメント

上に掲げてあるのが私たちの申入れに対する市の回答のようです。申入書はホームページにありますからご覧ください。私たちの質問に触れ合わないようによく作文して回答の格好をしている姿がよく分かる文章です。納得できないので私たちは3月7日改めて申入れしましたが3月31日現在、市からの音沙汰はありません。

十字街

トルコ紀行 その8

シデ(スイデ)からコンヤへ (9日目)

望月 文雄

シデ

アンタルヤからシデに来たのは、コンヤ、カッパドキアへ行く方面の主要な遺跡の町で、近くにシルクロードの隊商宿が存在するという理由からだ。

シデの歴史もかなり古く、紀元前600年頃はアイオリス人(古代ギリシャ人)の植民地で、アレキサンダー大王に制覇され、後、クレオパトラとマルクス・アントニウスが密会場所として選んだという言い伝えが残る風光明媚な町だ。

シデに来て驚いたのは古代の遺跡の真ん中を大きな現代道路が貫いていることだった。道ばたに遺跡がゴロゴロしている、アスファルト舗装の道路を大型トラックや自家用車がトルコ流儀の猛スピードで突っ走る。道路を横断して反対側の遺跡を見に行くことなぞとても出来ない。歩道も遺跡のなかに造られているという感じだ。日干し煉瓦の側壁や大理石の支柱が立っていたり、転がされたりしている。道の北側には地中海が迫っていて、青い海が見え隠れしている。ふと、文明でなんだろうなどと思ったりしてしまう。

バス移動3時間半、私たちはコンヤに到着。コンヤという街は宗教色の強い街で、飲酒は

禁止。ガイドはこのこの市民の二重人格をユーモラスに語る。「でも市民は夜になると自家用車で郊外に出て、缶ビールを飲むんですよ。夜通しね。翌朝すまして帰宅するんだ」と。彼も割礼を受けているイスラム教徒だが、最近ジャミイに行くことは殆ど無いと言う。

コンヤ

コンヤという町の歴史は非常に古いようだ。紀元前6800年頃は近隣のチャタル・ホユクで生活共同体の存在が、4000年前のはヒッタイト人はこの町をクワンナと呼び、フルギア人はコワニア、ローマ人はイコニオムと、トルコ人はコンヤと呼んでいる。(前出ロンリープラネットより)イコニオムという名前がコンヤの旧名であると知れば、もっと自分に合った場所を探せたのかも知れない。

新約聖書に記載されているイコニオムという地名は、使徒行伝13章51節、14章1・19・21節、16章2節、テモテへの第二の手紙3章11節だ。象徴的な箇所として初出の節を引用しよう。「ふたりは、彼らに向けて足のちりを払い落として、イコニオムへ行った」。この記事はピシデヤのアンテオケ(アンティオキア・イン・ピシディアは現在ヤルヴァチュといい人口3万人強)での迫害を避けた記事だ。ピシデヤのアンテオケ、イコニオムとその周辺でのパウロとバルナバの活動は使徒行伝13～14章に詳しく記述されている。

コンヤで最初に案内されたのは、メヴラーナ博物館(イスラム神秘主義=旋舞教団の一派であるメヴィレヴィー教団の創始者メヴラーナ・ジェラルッディン・ルーミーの霊廟だった)。博物館内に入るのも気が引けるような人出。勿論土足厳禁の霊地だ。廟内は入口を含め幾つかに区分されていて、中心は彼と息子スルタン・ヴェレドの石棺で、大きなターバンが巻かれている。メヴラーナの遺品(衣



メヴィラーナ博物館の庭に置かれた有名人の墓標

類・楽器・礼拝用絨毯など）や幾種類もの豪華な装飾のコーランの陳列室、衣装、使っていた絨毯や装飾用のものなどが区分けて陳列されている。どの区分も満員で、ガイドする人も大勢。注意を怠ると、自分のグループが分らなくなる。人いきれも強い。

廟の後ろ、北側は有名人の墓標が列をなしている。その西側は別棟で、地域の歴史性のある特産物の陳列室だ。修行僧の生活を表した人形は記憶に残っていない。その後、案内されたカラタイ博物館（カラタイ神学校）だが、記憶が消えてしまっている。その晩、ホテルの近くにあるデパートに接続しているスーパーマーケットにカメラを持って入場し、店内をスナップし始めたら、店員に止められた。「店内は撮影禁止です」と。陳列方法などのスパイ行為と見なされたのだろうか。

役得の余生

望月 文雄

平成 18 年度包括外部監査報告書による川崎地下街の結論部分は、「5 年間で計算上の支払利息 476 百万円のほか、税金の支払額 194 百万円、合計 670 百万円の経済的負担を

行っているのは、川崎市民の立場に立つと不合理は経済的行為であると考えてる。

多少なりとも利息を付すなり、あるいは平成 18 年 3 月 31 日現在川崎市からの融資金 4,248 百万円を上回る 5,103 百万円の有価証券を保有しているの、一定の金額の繰上げ返済（償還）を促すべきものと考えてる。しかし、実際のところ神奈川県からの無利息融資 1,443 百万円（平成 18 年 3 月 31 日現在・川崎市からの融資金 4,248 百万円に含まれている）を受けていることや、無利息融資が民間金融機関等への外部信用補完の役割を果たしていることもあって、単純に有利息融資に切り替えることはできないということである。」と歯切れの悪い状況を呈しています。

わたしは、異なった面から、メスをいれてみます。川崎市出資法人の現況の平成 11 年度以降の社長・会長の記事を調べてみました。

平成 11 年度	代表取締役社長 深瀬幹男（助役）
平成 12 年度	代表取締役社長 深瀬幹男（助役）
平成 13 年度	代表取締役社長 深瀬幹男（助役）
平成 14 年度	代表取締役社長 深瀬幹男
平成 15 年度	代表取締役社長 深瀬幹男
平成 16 年度	代表取締役社長 深瀬幹男（元助役）
平成 17 年度	代表取締役社長 *深瀬幹男（元助役）
平成 18 年度	代表取締役社長 *東山芳孝（元副市長）
平成 18 年度	取締役会長 *深瀬幹男（元助役）

このリストで異常な点の 1 つは常勤の印である * が平成 16 年度までないということです。現役の助役時代でしたら、* を付すこと

は出来ないでしょう。助役の仕事が優先されますから。それが平成17年度から付されはじめました。何故でしょうか。オンブズマンの監視の目を意識し始めたということでしょうか。

異常な点2は株式会社組織ではない出資法人への天下りには厳しい制限が行われ、年収制限（年収500万円以下）、勤続制限（2年まで）という制約がありますが、川崎市の出

資を受けていても株式会社であればその制限を受けません。さらにこの深瀬幹男は2003年春に勳三等瑞宝賞を授与されました。

川崎地下街の前名「川崎開発興業」(株)が昭和33年9月に東口広場の地下専用許可申請をおこないましたが、その時の市長は金刺不二太郎で、深瀬幹男は市職5年位でしょう。極まれな役得余生を得た元地方公務員というべきでしょうか。

かわさき市民オンブズマン総会のご案内

第11回総会を下記の要領で行います

日時 2007年5月12日(土) 午後1時30分開会(開場1時)
場所 大山街道ふるさと館(高津区溝口3-13-3 ☎814-0250)
最寄り駅 JR南武線「武蔵溝ノ口駅」7分
東急田園都市線「溝の口駅」から徒歩7分
東急田園都市線「高津駅」から徒歩5分

特別報告

政務調査費はとんちゃん騒ぎの元手(仮題)
ビデオ上映と現地からの報告 品川区民オンブズマンの会
フロアから 川崎市の政務調査費条例について

総 会

活動報告

決算・予算審議

活動方針案検討

新年度役員選出等

当日配付する資料代を頂きます

連絡先 川崎合同法律事務所 ☎211-0121

編集後記

○3月20日に告示された県知事に続き30日には県会、市町村議会の議員の選挙告示。この号は選挙戦たけなわの4月2日に発行します。本誌には投票の参考資料がぎっしり詰まっていると思いますが、皆さん如何でしょうか。今の衆議院を見ても分かるように規範意識なぞどこ吹く風と言わんばかりの大臣が国民に規範意識を説くような漫画がまかりとおるのも国民が選んだ議員の数の結果ですから、選挙は大事です。

○川崎では有権者に市議会議員の立候補予定者の皆さんの政見を知ってもらうために各区で候補者と語る会が開かれましたが、有権者の参加はいま一つでした。それだけに選挙結

果が心配です。

○市長への申入れとその回答、ホームページを見ていただければいいのですが、余りにも無残な回答なので、取り上げました。こんなことがあると多くの市民に知ってもらうにはどうしたらいいのでしょうか。

○5月12日はかわさき市民オンブズマンの第11回総会です。テレ朝で取り上げられ政務調査費に全国民の関心を惹きつけた品川区民オンブズマンの会代表に政務調査費がどんな風に使われていたかを詳しく報告してもらいます。今回の総会はこれ聞くだけでも参加する価値があります。普段は会費で支えて下さっている会員の皆さん、騙されたと思ってご参加ください。 (清水)

会計報告 2006年4月1日～2007年3月31日

一般会計

収 入 (円)		支 出 (円)	
前期繰越	768,188	会報発行費	98,714
会費	417,000	コピー代	20,168
資料販売	8,400	情報公開請求	11,320
寄付金	46,000	会場費	30,000
利息	70	訴訟経費	2,550
合同法律預り金清算	329,526	旅費交通費	245,100
		事務用品費	733
		通信費	10,500
		備品消耗品費	50,000
		図書費	0
		全国会費	10,000
		講師料	0
		HP管理費	5,000
		雑費	1,920
		市民のつどい援助金	29,919
収入合計	1,569,184	支出合計	515,924
		残高	1,053,260
訴訟積立金			2,000,000

*以前、談合事件などで勝訴した際のカンパ金が川崎合同法律事務所会計に入金されており、そこから訴訟資料のコピー代等を支出していました。この度、これを本オンブズマン会計に一本化することにして清算をしたところ、預り金329,526円が戻ってきました。

*昨年10月28日に、特に塩漬け土地問題について「こんな税金のムダ遣い、許せませんか！川崎市民のつどい」を行いました。このつどいに対して、援助金29,919円を支出しました。

今後の予定

月例会議・学習会 いずれもどなたでも
ご参加いただけます。

4月 2日 (月)	会報第58号印刷・発送	13:30	中原区役所
4月17日 (火)	第12回拡大幹事会	18:30	中原市民館
5月 6日 (日)	この週総会用「資料集」など作成		
5月 8日 (火)	10.28つどい実行委員会	18:30	ふるさと館
5月12日 (土)	第11回総会	13:30	ふるさと館
5月25日 (金)	会報第59号原稿〆切日		
6月 1日 (金)	会報第59号印刷・発送	13:30	中原区役所予定

第11回総会は
大山街道ふるさと館で
5月12日午後1時30分から
開催します
皆さん、ご参加下さい

発行 かわさき市民オンブズマン

所在地 郵便番号210-8544

川崎市川崎区砂子1丁目10番地2

ソシオ砂子ビル802 川崎合同法律事務所内

電話 044-211-0121 FAX 044-211-0123

振替 00270-3-85629

<http://www.kawasaki-ombuds.sakura.ne.jp/>

E-mail: esihara28@kawasaki-ombuds.sakura.ne.jp

会報第58号 編集スタッフ 清水芳治・佐々木玲吉 2007.4.2.